

鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員を公募します

鳥取県が社会福祉・保健サービス評価事業を実施するに当たり、事業の実施方法等の審議を行う鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会について、県民の参画を進めるため、委員を公募します。

任 期 令和2年1月26日から令和4年1月25日まで
募集人数 1名
募集期間 令和元年12月5日(木)から令和元年12月19日(木)まで ※必着

応募資格

次のアからカまでの資格を全て満たす方で、かつ、キからケまでのいずれかの資格を満たす方

- ア 就任時点で満18歳以上で、社会福祉・保健サービス評価事業に関する知識、関心があり、事業の実施方法等への審議に参加する意欲がある方
- イ 県内に住所地を有する方
- ウ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- エ 年2～3回、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できる方
- オ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方
- カ 県議会議員及び県職員でない方
- キ 福祉、経営等の学識経験を有する方
- ク 家族等の育児又は介護のため福祉・保健サービスを利用した経験を有する方
- ケ その他審議する事項に関し知識又は経験を有する方

応募方法

応募用紙(裏面)に、必要事項を全て記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、応募用紙は鳥取県福祉監査指導課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「[鳥取県福祉監査指導課](#)」で検索してください。

委員の選考

応募資格を満たす方の中から提出された書類内容に基づき、書面審査を行い委員を決定します。

委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

[鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の概要]

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業は、事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を開示することにより、各事業者による事業運営における問題点の把握と改善を通じ、サービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスの選択を行うための情報を提供することを目的としています。

- (1) 鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の所掌事務
次に掲げる事項を審議します。
 - ア 評価システムの整備に係る企画立案に関すること。
 - イ 評価基準の策定及び評価手法の検討に関すること。
 - ウ 評価機関の認証に関すること。
 - エ 評価結果の開示に関すること。
 - オ 評価に関する苦情への対応に関すること。
 - カ 評価調査者の養成に関すること。
 - キ 評価事業の普及及び啓発に関すること。
 - ク その他、評価事業の実施のために必要な事項に関すること。
- (2) 構成
委員7名(うち、公募委員1名)
- (3) 開催回数 年2～3回
- (4) 任期 2年間
令和2年1月26日から令和4年1月25日まで
- (5) その他
報酬と会議出席のための旅費を支給します。
会議は公開しています。また、委員氏名及び会議での発言は公開されます。

応募・問い合わせ先

〒680-8570 (住所の記載は不要です。)

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 法人指導担当

電話:0857(26)7143、ファクシミリ:0857(26)8127

電子メール:fukushi-kansashidou@pref.tottori.lg.jp